

鹿 児 島 県 公 報

令和8年8月7日（金）第743号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知（3件） (森づくり推進課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 3

企 業 管 理 規 程

- 鹿児島県工業用水道部職員の賠償責任の範囲を定める規程の一部を改正する規程（※） (工業用水課取扱い) 4

告

示

鹿児島県告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和8年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市市木字中藪2673番1、2673番2、2673番5、2673番6、2690番4、字小久保2960番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊佐市菱刈田中字岡野1200番、1209番27
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市上高隈町3346番2、3346番3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町蘭牟田字満ヶ野1995番7
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年8月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	額娃宮ヶ浜線	南九州市額娃町郡字田ノ頭 7122番2地先から同市額娃 町字百間竿7039番1地先ま で	前 後	4.9～50.3 5.6～87.4	515.5 523.1

鹿児島県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始した。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年8月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	石垣加世田線	南九州市知覧町塩屋字新垣西14867番1地先から 14871番地先まで	令和8年 8月7日

鹿児島県告示第471号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
太シゲ尾下1地区	鹿屋市寿六丁目及び新川町の区域内の土地のうち、次に掲げる座標点の1点から31点までを順次直線で結んだ線及び同座標点の1点と31点を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 座標点 座標値 1点 北緯31度22分52秒6492、東経130度51分39秒5650 2点 北緯31度22分52秒2047、東経130度51分40秒7330 3点 北緯31度22分50秒9462、東経130度51分40秒6047 4点 北緯31度22分49秒6508、東経130度51分40秒0573 5点 北緯31度22分48秒6112、東経130度51分40秒0261

6 点	北緯31度22分48秒3586、東経130度51分39秒4092
7 点	北緯31度22分48秒0576、東経130度51分39秒2962
8 点	北緯31度22分47秒6776、東経130度51分39秒5199
9 点	北緯31度22分46秒4087、東経130度51分38秒7163
10点	北緯31度22分45秒7653、東経130度51分37秒9903
11点	北緯31度22分45秒4914、東経130度51分38秒0664
12点	北緯31度22分44秒2386、東経130度51分37秒7664
13点	北緯31度22分43秒8808、東経130度51分37秒7795
14点	北緯31度22分43秒4107、東経130度51分37秒2645
15点	北緯31度22分41秒9752、東経130度51分36秒6066
16点	北緯31度22分41秒8719、東経130度51分36秒4924
17点	北緯31度22分41秒7278、東経130度51分36秒6806
18点	北緯31度22分41秒5721、東経130度51分36秒4926
19点	北緯31度22分41秒0359、東経130度51分36秒3410
20点	北緯31度22分41秒2380、東経130度51分35秒5942
21点	北緯31度22分42秒2466、東経130度51分35秒2844
22点	北緯31度22分43秒2217、東経130度51分34秒7300
23点	北緯31度22分44秒5930、東経130度51分35秒2804
24点	北緯31度22分45秒0206、東経130度51分35秒2111
25点	北緯31度22分46秒2126、東経130度51分36秒2371
26点	北緯31度22分46秒6640、東経130度51分36秒4568
27点	北緯31度22分47秒6634、東経130度51分37秒2814
28点	北緯31度22分48秒1693、東経130度51分37秒5745
29点	北緯31度22分49秒7814、東経130度51分38秒0997
30点	北緯31度22分50秒6211、東経130度51分38秒0803
31点	北緯31度22分51秒4797、東経130度51分38秒5421

企 業 管 理 規 程

鹿児島県企業管理規程第 4 号

鹿児島県工業用水道部職員の賠償責任の範囲を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道部職員の賠償責任の範囲を定める規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部職員の賠償責任の範囲を定める規程（昭和45年鹿児島県企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の 2 の 8 第 1 項」を「第243条の 2 の 9 第 1 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。